

富山市納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、富山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条、第7条及び第8条第6項の規定に基づき、本市が使用する個人市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書送付用封筒と督促状、催告状及び口座振替不能案内の送付用封筒（以下「納税通知書等送付用封筒」という。）への広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）広告主 要綱第8条第3項に規定する広告主をいう。
- （2）広告取扱者 要綱第8条第3項に規定する広告取扱者をいう。
- （3）広告内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

（広告掲載の基準）

第3条 納税通知書等送付用封筒に掲載する広告は、富山市広告掲載基準に定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、広告主に市税の未納がある場合は、掲載しない。

（広告掲載の位置等）

第4条 広告の掲載位置、規格、表示方法及び掲載条件等は、募集の都度、当該広告を所管する部局長が定める。

（入札の方法）

第5条 広告掲載に係る入札の方法は、一般競争入札による。ただし、市長が必要であると認める場合には、随意契約によることができる。

- 2 広告掲載に係る最低入札価格は、その都度定める。
- 3 広告掲載に係る入札は、広告媒体毎にそれぞれ実施する（以下「個別募集」という。）。ただし、市長が必要であると認める場合には、複数の広告媒体の入札を一括して実施することができる（以下「一括募集」という。）。

（広告主の募集）

第6条 広告主の募集は、当該広告を所管する部局長が、その期間、対象、位置、枠数及び掲載条件等を決定の上、市公式ウェブサイトへの掲載等

の方法で行う。

（広告掲載の申込）

第7条 広告を掲載しようとする者は、富山市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書兼同意書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、広告案を添付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された広告案の内容に不適切な表現がある場合には、修正期間を定め、修正を求めることができる。

4 前項の規定により市長が修正を求めたにもかかわらず、修正期間内に応じない場合には、申込みを取り下げたものとみなす。

5 個別募集に申込をした者は、同時に実施される一括募集には申込をすることができない。

（広告の審査及び入札等）

第8条 市長は、前条第1項の申込（同条第4項の規定により取り下げたとみなされたものを除く。）があったときは、第3条に定める基準により、広告掲載の申込みをした者（以下「申込者」という。）及び広告内容について審査を行う。

2 入札は、前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者を対象として行い、最低入札価格以上で入札した者のうち、最高価格を提示した者を落札者とする。

3 一括募集への入札の最高価格が、同時に実施される個別募集の広告媒体への入札のそれぞれの最高価格の合計額を上回ったときは、一括募集において最高価格を提示した者を落札者とする。

4 第2項及び前項の場合において、申込価格が最も高い申込者が複数あった場合には、要綱第5条を準用し、次に定める順位により掲載する広告を決定する。

（1）第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

（2）第2順位 私企業のうち、公共性の高いもの

（3）第3順位 私企業のうち、市内に事業所等を有する者

（4）第4順位 前3号に該当しない者の広告

5 前項の規定による同一順位の者が複数あることにより、広告主を決定できないときは、抽選により決定する。

6 市長は、落札者が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。

7 前項の通知は、広告の掲載が決定した申込者に対しては、富山市納税

通知書等送付用封筒広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、不掲載となった申込者に対しては、富山市納税通知書等送付用封筒広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）により行う。

（契約の締結）

第9条 前条の規定により、広告の掲載を決定する通知を受けた者は、市長と広告の掲載に係る契約を締結する。

2 市長は、契約を締結した後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告原稿は、市長が指定する方法により広告主の負担で作成し、第8条第6項の規定による通知のあった日から市長が定める日までに、電子データにより提出する。

（広告掲載料の納付）

第11条 第9条第1項の規定に基づき、契約を締結した広告主は、市長が定める日までに契約書記載の金額（以下「広告掲載料」という。）を一括して納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（封筒の発送時期及び発送数）

第12条 広告を掲載した封筒の発送日は、それぞれの封筒について市長が定める。

2 広告を掲載した封筒の発送数は、それぞれの封筒について印刷した数量の範囲内で、市が使用する数とする。

（広告掲載の取消し）

第13条 要綱第4条第11号に規定する市長が適切でないと判断するときに当たる事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）広告掲載の原稿が、第10条に規定する指定する期日までに提出されないとき。

（2）広告掲載料が、第11条に規定する市長が定める期日までに納付されないとき。

（3）広告主又は広告取扱者が、第9条第2項の規定による広告物の内容等の変更に係る市長の要求に応じないとき。

（4）その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき。

2 要綱第11条に規定する契約の解除及び許可の取消しがあった場合、市長は、不掲載となった申込者で予定価格以上で入札した者のうち、最

高価格を提示した者と契約することができる。

（広告主等の責任）

第14条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負う。

2 広告主又は広告取扱者は、広告の掲載に関連して第三者に損害を与えた場合には、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主又は広告取扱者は、市税を完納しているものでなければならない。

4 広告主又は広告取扱者は、掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（申込みの制限）

第15条 広告主が、第13条第1項各号のいずれかに該当したとき又は落札者が、落札決定後において広告の掲載を辞退したときは、当該広告主又は落札者は、当該年度において第7条に規定する申込みを行うことができない。

（広告掲載料の還付）

第16条 広告主が納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（審査機関）

第17条 第7条第1項の規定により提出された申込書の広告内容等が、第3条の規定に該当するか否かを審査するため、富山市納税通知書等送付用封筒広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置する。

2 広告審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、財務部長をもって充て、会長は会務を総理し、広告審査会を代表する。

4 副会長は、財務部次長（税務担当）をもって充て、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員は、財務部次長、管財課長、納税課長、市民税課長及び資産税課長をもって充てる。

（会議）

第18条 広告審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

6 会長は、緊急を要し、広告審査会の会議を開く時間的余裕がないときは、委員に回議して、これに代えることができる。

(庶務)

第19条 会議の庶務は、財務部納税課において行う。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年1月11日から施行し、平成19年度分の個人市・県民税（普通徴収分）及び軽自動車税の納税通知書送付用封筒と督促状、催告状及び口座振替不能案内の送付用封筒に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年10月13日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

富山市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書兼同意書

年 月 日

（宛先）富山市長

申込者住所（法人の場合は所在地）
氏 名（法人の場合は名称及び代表者名）
担当者（代理店の場合は社名及び担当者名）
電 話
F A X

富山市納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申込みます。なお、申込みに際しましては、納税状況（法人の場合は、法人及び当該法人の代表者の納税状況）の確認について同意します。

1 広告の掲載を希望する媒体

No.	広 告 媒 体
1	年度 固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒
2	年度 軽自動車税納税通知書送付用封筒
3	年度 市・県民税・森林環境税（普通徴収）納税通知書送付用封筒
4	No. 1 ～ No. 3 一括募集

※ 希望する広告媒体の番号に○を付してください。

2 添付資料

- ・ 入札書
- ・ 申込者の組織概要
- ・ 広告図案及び文面
- ・ 申込者に関する調書（申込者が法人の場合は、代表者に関するもの）（別紙）
- ・ 申込者について富山市での課税がない場合は、住所地管轄の市区町村発行の納税証明書（直近分）（法人の場合は、法人の本店所在地及び当該法人の代表者の住所地の市区町村発行の納税証明書）

別紙

申込者（代表者）に関する調書

住 所	
(フリガナ) 氏 名	
生年月日	年 月 日
備 考	

様式第2号（第8条関係）

富山市納税通知書等送付用封筒広告掲載決定通知書

年 月 日

様

富山市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付で申込みのありました、納税通知書等送付用封筒広告掲載については、次のとおり決定したので通知します。

1 広告掲出する場所

2 広告掲出料 円

3 その他

この決定があった日から5日以内に掲載原稿を提出してください。

様式第3号（第8条関係）

富山市納税通知書等送付用封筒広告不掲載決定通知書

年 月 日

様

富山市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付で申込みのありました、富山市納税通知書等送付用封筒広告掲載については、○○のため、掲載しないことに決定したので通知します。